

仕様書

1 業務委託名

八束保育所園児バス運行業務

2 業務委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 基本的事項

- (1) 四万十市内に本社または支社、営業所等を有していること。
- (2) 運行管理責任者及び副責任者がそれぞれ選任されていること。
- (3) 整備管理責任者が選任されていること。（運転手との兼務、運行管理責任者との兼務も可）
- (4) 安全教育が実施されていること。
- (5) 運転手の年齢は74歳以下であること。
- (6) 運行計画及び路線図は、児童の人数等の状況によって見直しが必要な場合は、委託者（八束保育所職員含む。以下同じ。）と受託者で、その都度協議のうえ見直すこと。

4 委託業務内容

(1) 業務内容

八束保育所に通園する児童の登園時の送迎とし、「車両保管場所－坂本－奥山路－一本村－上下木戸－深木－八束保育所－名鹿－初崎－間崎－津蔵渕－八束保育所－車両保管場所」を運行経路とし、運転手1名及び補助員1名の2名体制で運行することとする。

運行日は月曜日から土曜日（日曜日並びに国民の祝日に関する法律に定める休日及び12月29日から翌年1月3日及び年度当初の入所式を含むまでの日は運休）とし、児童が八束保育所に9時までに登園できる時刻で運行するものとする。

時刻表については委託業務開始までに委託者と受託者で協議のうえ、決定するものとする。

なお、運行については、各月ごとの運行計画に合わせて運行するものとし、各日の運行において名鹿または初崎での運行がない場合は、その日の運行単価を15%減することとする。

(2) 運行業務

四万十市（以下、市という。）が保有するマイクロバス等による前項の業務内容に示す運行委託

（運転日誌の記録、バスの保守点検、洗車等の清掃業務を含む。）

(3) 運行管理業務

ア 運行管理責任者または副責任者は、運行が行われている間は、運行の拠点となる事務所に常駐すること。

イ 運行前の対面点呼の実施（酒気帯び、疲労の有無など体調の確認・指導）

ウ 市、八束保育所との連絡の責任者

エ 事故等、緊急事態が発生した時の対応及び市への報告

オ 安全教育の実施

カ その他、安全運行に関する事項

(4) その他の業務

- ア 車両の安全点検（運行前点検）の実施
- イ 運行日誌の提出（月ごとに集計し、翌月の5日までに提出すること。）
- ウ 車両内外の清掃及び洗車（週1回）

(5) 運行期間前準備業務

契約日から運行期間以前に、運行を開始するにあたって必要なとき、また、運行期間中において、受託者が特に必要と認めるときには、試走等の運行準備業務を行うために車両を使用することができる。ただし、使用の際には、必ず教育委員会に対し事前に連絡するものとする。運行準備業務に係る費用は、受託者の負担とする。

5 業務履行に関する条件

- (1) 運行車両は、四万十市が保有している車両（マイクロバス等）を使用し、運行のために要する燃料代、整備点検代、車両保険代は四万十市（委託側）が負担する。
- (2) 車両は、市内の市が指定する場所を保管場所とし、同所を委託事業の発着場所とする。
- (3) (1)以外の車両の保守点検に要する経費は受託者の負担とする。
- (4) 労働安全衛生法に基づく、安全衛生管理体制・健康保持、増進のための措置（運転業務従事者への定期的（年間1回）な健康診断の実施等）に要する経費は受託者の負担とする。
- (5) 運転手の数は、路線を安全かつ確実に運行するための人数を確保すること。
- (6) 運転手は、別記「運行計画」に定める運行車両を運転するために必要な免許を有し、運転技術に習熟しており、受託業者において安全運転のための教育を受けていること。（マイクロバス等の大型人員を乗せて運行した経験のある者が望ましい。）
- (7) 委託者は月間の運行予定を前月25日（4月分運行予定は3月30日）までに受託者へ提示するものとする。

6 委託方法

本仕様書に定める内容について、運行一回当たりの単価にて契約し、運行実績にて支払額を決定するものとする。